

未収の医療費の回収

【質問】

当院に入院していた患者Aさんが、退院時に医療費の一部負担金を支払わずに帰宅してしまいました。その後、電話で支払の催促をしても「後日支払う」などと言うものの約束の期日に支払いはなく、Aさんが退院してから1年ほどが経過してしまいました。どのようにして回収すればよいのでしょうか。

【回答】

1. 現行の法制度下における医療費の一部負担金の扱い

現行制度において、保険診療にかかる一部負担金については、保険医療機関等に支払わなければならないこととされています（健康保健法74条①、国民健康保健法42条①）。

そして、保険医療機関等が善良なる管理者と同一の注意（善管注意義務）をもって支払いの受領に努めることとなりますが、それでもなお被保険者が一部負担金を支払わない場合には、保険者が被保険者から未収金を徴収することとされています（健康保健法74条②、国民健康保健法42条②）。もっとも保険医療機関等が善管注意義務を果たしたといえるかのハードルが高く設定されているためかこの制度は利用しにくいようで、保険者による徴収は実際にはあまり行われていません。

2. 未収の一部負担金の回収について

未収金の回収策として、9割以上の病院で未収金のある患者に対し電話による催告、文書による催告を行っているようですが、訪問による催告までしている病院は5割ほどであり、督促や訴訟といった手続きにより時間や労力を要することや、債権回収会社等への業務委託によりイメージが傷つくことを嫌ってか、法的措置を講じている病院はさらに少なく1割にも満たないという調査結果が出ています（厚生労働省、平成20年5月28日付未収金に関するアンケート調査報告）。

未収金のある患者からの支払いがないまま診療から3年を経過すると短期消滅時効が完成し、時効を援用されるともはや医療費の回収はできなくなってしまいますので（民法170条1号）、医療機関としては消滅時効が完成しないように時効管理をする必要があります。

民法上時効を中断するには、①請求、②差押、仮差押または仮処分、③承認が必要となります（民法147条）。

1. 請求とは、権利者が自己の権利を主張することですが、裁判上の請求（民法149条）をはじめとする裁判上の強力な手段によらないと時効が確定的に中断することはありません。これに対して、書面による催告、電話や訪問による口頭での催告（民法153条）は一応の中断力を持ちますが、催告の後6か月以内に他の確定的な中断手続をとらなければ中断の効力はありません。一度催告した後、6か月以内にまた催告するというように催告を繰り返しても2度目の催告からは一応の中断力がないので、毎月欠かさず催告をしていたとしても、それだけでは確定的な時効中断の効果はな

いことに注意しなければなりません。

2. 差押、仮差押または仮処分は、裁判所の手続きによるもので、いずれも強力な権利実行行為として、中断力が認められています。

3. 承認とは、時効によって利益を受ける者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在を知っている旨を表示することであり、請求と異なり特別の方式を必要としません。債務者からの一部弁済、利息の支払、支払猶予の申出などの行為はいずれも承認に当たります。催告に対する債務者から応答が支払猶予の申出を含んでいることもあるので、債務者から応答があった場合にはそれを正確に記録、保存しておく必要があります。

1. 請求に当たる裁判上の請求や支払督促、民事調停によって債務者の支払義務が認められれば、その後の消滅時効の期間は10年になります（民法174条の2①）。

各々の手続きを簡単に説明すると、裁判上の請求のうち通常訴訟は請求金額、利用回数に制限はありませんが、最も厳格な手続きのため一番コストと時間を要する手続きになります。

裁判上の請求のうち少額訴訟は請求金額が60万円以下に限られ、同一管轄裁判所に対する訴訟提起が年に10回までという回数制限がつきますが、一回の審理で即日結審となり判決がでることから通常訴訟に比べてコストと時間がかからないといえます。

支払督促は債権者の申立に基づき簡易裁判所が書面審理し、債務者に支払を命じる督促状を送付するという手続きです。請求金額に上限がなく、コストも低く押されられますが、債務者が異議申立をすると通常訴訟に移行するため、結果としてコストがかかることもあります。

民事調停は、債権者と債務者の間に調停委員会が入り話し合いにより解決をはかる手続きであり、これまで説明した手続きに比して低コストで柔軟な解決をはかることができますが、当事者の合意がなければ調停は成立せず、そもそも債務者が話し合いの場に出てきてくれないこともあるので、そのような場合は解決にならないことになります。

以上のように法的手続はいずれも一長一短があるため、未収金額、未収金のある患者の資産状況、支払交渉の経過等に応じて適切な手段を選択することが肝要です。

もっとも、そもそも法的手続による回収をはからざるをえない状況にならないよう、未収金の発生を防止する医療費請求の管理体制を構築しておくことが重要であることは言うまでもありません。

3. 本件の場合

Aさんの未収金について消滅時効が完成する時期ではありませんが、今後も時効管理に気を付けつつ、医療機関の公的責任として適切な法的手続により未収金の回収をはかるべきでしょう。当院からの催告に対するAさんの態度等これまでの経過からすると、Aさんが今後任意支払いに応じてくれることは期待できないので、Aさんの資力や生活状況を調査したうえで支払督促あるいは訴訟により未収金の回収をはかるのがよいでしょう。